

「児童福祉から児童保護へ」の陥穽

——ネオリベラルなリスク社会と児童虐待問題——

上野加代子

徳島大学

〈要旨〉

本稿では、「虐待する親から子どもを守る」と称する実践が、どのような形でリスク言説と結びつき、「ネオリベラル体制」の一翼を担っているかを示す。本稿で言う「リスク」とは、「新しい統治様式」である。社会福祉の分野において、リスク概念の導入は、児童福祉の実践を根本的に転換させるものであった。従来の児童福祉では、子どもや子どものいる家族のニーズに対して必要なサービスを提供することが主要な目的だったが、近年、「虐待のリスク」という考え方の台頭によって、リスクアセスメントを用いて親をリスクの程度で分類し、「ハイリスク」と判定された親をモニターすることが児童福祉の主要な目的になってしまった。つまり、児童福祉は「子どもの福祉」ではなく、「親を統治する手段」に変容したのだ。本稿では、先行研究を整理しつつ、日本における児童虐待リスクアセスメントの実態を、児童虐待事例に即して検討する。それによって、虐待のリスクとは「疑う余地のない事実」や「統計的事実」ではなく、複数の解釈の余地がある事象に、「虐待のリスク」という単一の解釈枠組を押し付ける営みであることを示す。

キーワード：リスク，児童虐待，ネオリベラリズム

1 問題関心

「子どもを守る」。これは近代社会においては至高の価値であり、それにもとづいた実践が不可欠だとされている。近年、この実践は、第一に親の虐待の犠牲になる子どもに照準が定められてきた。子どもを虐待する親は何らかの問題を抱えており、その虐待リスクを探知することで危険な親の存在を把握し、事前に子どもを守るべきである。この主張にもとづいて、虐待のリスク要因を突き止める調査がなされ、児童虐待リスクアセスメントやその使用方法のマニュアルやガイドラインが作成されてきた。そして、リスクアセスメントに沿って収集した情報をもとに、親が虐待の危険度に応じて分類されモニターされる。

この虐待する親から子どもを守るという主張と実践は、一見すると何の瑕疵もなく「良いこと」のように見える。英国、米国、日本などをはじめとする児童虐待の防止対策を掲げている諸国では、上記の虐待防止システムが実際に作動している。しかし、このような主張と実践を形づくっている「児童虐待のリスク」という考え方を徹底的に解剖すると、別の見方が立ち上がる。

まず、リスクという考えは、児童虐待の問題を、危険な親の監視とモニターという枠組にそってのみ人々に理解させるものである (Howe 1992)。リスク概念の台頭には、社会保障ならびに社会福祉の考え方の大きな変化を伴っていることが多い。社会福祉の主要な課題は、親への長期間にわたる

援助やサポートより、調査と子どもの保護だという考えに変化するからである。リスクアセスメントとは、専門的な仮説や経験的な知識に照らして児童虐待に関連すると仮定された項目から、調査を通して統計的に有意差をもつ項目をリスク要因として確定し、今度はそのリスク要因を当該現場で子どもや養育者に適用して虐待危険度を評定していく方法である。そして、児童保護において使用されているリスクアセスメントは、子どもに危害が加えられることを未然に防ぐことが目的であるから、子どもよりも親を注視する (Strega 2009: 145)。アセスメント表で児童虐待のリスクとしてあげられている諸要因 (失業、貧困、保育に欠く状態、安全性を欠く住宅など) が、社会保障政策の不備に由来するものとしては言及されず、リスクをマネージできなかった親の問題だとして捉えられる仕組になっているのである (Strega 2009: 143)。このように、そもそも社会的文脈があった諸問題の出自を隠す、新しい統治様式が具現化したひとつの具体例として、児童虐待問題を分析していくことができるのである。

リスク概念は、個人の責任の強調と政府の社会保障の歳出縮減、規制緩和と経済市場重視のネオリベラリズムのイデオロギー装置の一環として議論されている (Parton 1998; Pollack 2010; Webb 2006)。本稿では、まずリスクをめぐって示されてきた批判的な論点を整理する。そして日本における児童虐待のリスクアセスメントや児童虐待の事例をとりあげ、虐待リスクとは疑う余地のない「事実」や「統計的事実」というより、ネオリベラルの福祉体制において、他のあらゆる解釈の可能性から、まさしく児童虐待のリスクだとする解釈を刻みだす新しい営みであることを示す。

2 リスク・パラダムの台頭

(1) リスク社会と個人化

社会科学において、誰もが突如としてリスクという言葉を用いて語り始めるという「リスク・ターン」が顕著に観察されるようになったのは1990年代である (Walklate and Mythen 2010: 46)。リスクという言葉以外にリスク研究をつなぐものがほとんどないと指摘されるほど、リスク概念はおびただしく、そして可塑的に使用されてきた (Garland 2003: 57)。研究者だけではなく、リスクは、健康、犯罪、年金、そして人生設計の全般において人々によって広く日常的に使われており、この言葉が人々の日常的な思考や行動の様式を形づくるのである。

本稿では、リスク社会を、リスク概念によって組織化され、リスクの言説とテクノロジーによって管理されている社会として広義に定義する (O'Malley 1998)。リスク社会については、多くの研究者によって言及されている。大別すれば、リスクの実体的側面を前提とする研究と、リスクが特定の時代・社会・文化において構築されていく面を浮き上がらせる研究があるが、いずれも、リスクという考えが今日の生活においてリアリティをもってきていることについては一致している。Beckは、リスク社会の出現を次のようにとらえている。近代化が進めば、近代化初期で重要とされた富や雇用といった「良いモノ」の生産や配分ではなく、「悪いモノ」を予防したり、それを最小限化したりすることが重要になってくる。近代社会の初期段階では「欠乏」が社会の原動力になっていたのが、「近代の徹底化」である後期近代では、その原動力は「不安」である。Beckの著書『危険社会——新しい近代への道』で主に取り上げられたリスクとは産業化によって人間の手でつくられた放射能などの有害物質に関することであるが、Beckの「近代が生み出した発展」の負の帰

結についての議論の射程は、「個人化」と結びつき、家族、労働、政治などにも及ぶ。高度経済成長を経験した社会では、大多数のひとたちの生活水準がエスカレーターのごとく上昇した。社会的不平等は依然として残存し、失業が広範囲に存在しているが、もはや階級とは結び付けられない。業績主義により社会的不平等が見かけ上は正当化され、不安の社会的出自が知覚されにくくなり、社会問題が、個々人の心理的問題になった (Beck 1986=1998)。Luptonも著書、*Risk*で、環境リスクだけでなく、さまざまな事象がライフスタイルリスク、医学リスク、対人リスク、経済リスク、そして犯罪リスクとして、特定の社会・文化や歴史的な文脈において負の意味づけを付与されながら中心的な位置を占めるようになり、個々人がそれらのリスクに対して対応することが迫られてきたと説く (Lupton 1999)。リスクをめぐってさまざまな領域で人々が語り始め、リスクについての科学的知識をもとにした専門家の意見が対立するなか、ひとびとは個々に状況を評定し、選択していかなければならない。したがって、心配事や不安が喚起される状況への人々の対応は、消極的というより、計算的であり (Giddens 1991: 2005) 個別の積極的な反応である再帰的な対応になる (Beck 1986=1998)。リスク社会では、不安が個人化されるだけでなく、不安を積極的に管理する主体が求められているのである。この点を以下でみていこう。

(2) リスクによる統治——新しい責任主体

そもそもリスク概念をめぐっては、*The Foucault Effect: Studies in Governmentality* (Burchell et al. eds. 1991) など、統治という観点からの批判的な議論の系譜がある。そこでの議論の骨子は、リスクの数的な管理が、政策場面に積極的に採用されてきたことを統治の様式の変化——ひとりひ

とりに焦点をあて自己の道徳的変容を強いる規律型統治から、個人をあてにしない人口を対象としたポスト規律のリスク統治への移行——から捉えようとするものであった。リスクによる統治は個々人に対してなされるというより、犯罪リスクリダクションなどの環境整備などハード面での操作で、対象はあくまで人口であるからだ。ここでは、主体という概念も、リスク要因の合体に溶解してしまうとさえ指摘されてきた (Castel 1991: 281)。

一方で、このような議論で同様に重要なのは、リスク社会の特徴をそなえている社会においても、個人の変容を強いる規律型統治が前提にされている、という指摘である。なぜなら、人口のデータから集めたリスクについての情報は、その情報をもとに個々人がどのように行動すべきかという指針が織り込まれている (Lupton 1999: 88)。犯罪機会をハード面で減少させるプログラムも合理的選択をおこなう個人を前提としている (O'Malley 1992: 264)。リスク社会においては、個々人が統計的な蓋然性についての基本的な考えを理解でき、抽象的なものを日常生活のテンプレートとして応用することで、リスクを管理しなければならないので、そういう自己や主体が造型される (Hannah-Moffat and O'Malley 2007)。現に、個人がリスクを回避する、専門家の知識をもとにしたさまざまな戦略が流布している (Lupton 1999: 88)。危険を回避しようと努力する個人の存在が、リスク社会の歯車として不可欠なのである。

この統治に焦点を当てた議論では、人間行動をカテゴリー化するネオリベラル政治体制の制度としてリスクが分析されてきた。リスク概念とともに、政府の介入に対して個人の自由と権利を称揚するネオリベラルの政治体制が後期近代の国家に出現し、それと適合する新しい主体の概念が作り出されてきた。健康、雇用、富、そして安全と

いった点でリスクを管理する「責任を引き受ける主体」(O'Malley 1992: 266-7)である。つまり、犯罪被害、病気、失業、年金の運用などにおいて、リスクが知らされているにもかかわらず、それを回避できなかった場合、リスクの管理に失敗した個人に責任が帰属させられる。なぜなら、社会は、警報の設置であれ、健康的な食生活であれ、複数の事象のリスクに対して賢明な決定をしていく「思慮深い市民」(Kemshall 2010)によって構成されていることになっているからである。リスクによる犯罪防止では、政府の労働市場や福祉の政策ではなく、自己防衛の「私事化された数理主義」や「新しい思慮主義」が招来されてきた(O'Malley 1992)。さらにHannah-Moffatによると、犯罪統制のリスクアセスメントのなかにすでに道徳性の項目が入り込んでいるなど、リスク/数理型は、規律的な統治と非常に密接に関連づけられてきた(Hannah-Moffat 1999)。

これらの議論が様に強調するのは、政策側ではなく、人口の側の諸個人にさまざまな事柄の責任が帰属させられる点である。さらに本稿との関連でいえば、この責任主体もジェンダー中立的なものではなく、ジェンダー化された主体という側面が認められる(Hannah-Moffat and O'Malley 2007)。たとえば、あれこれのリスクがあるので気をつけるように、という警告がなされているにもかかわらず、そのような地域に足を踏み入れたらその女性のリスク管理能力が問われる。男性は文化的境界を侵犯してリスクを取ることが社会的に承認される時期(子ども期、青年期)や文脈(男性性の確証)があるが、女性は様に愚かだとみなされてしまう。女性のほうが男性よりも思慮主義を深く内面化し、体現することが要請されているのである(Haney 2004, Lupton 1999: 157-163)。

(3) リスクの被構築性

今日では、社会のあらゆる局面において自己責任とパッケージされたリスクという考え方が適用されているが、実際、このリスク要因とはどのように決定されるのであろうか。

研究者の間でも、特定のリスクと実際の被害との因果関係については、さまざまな解釈がなされている(Beck 1986=1998: 44-45)。リスク概念は、過去でも現在でもなく、「もし~ならば」といった将来の危険や危害を評定するのである(Walklate and Mythen 2010: 58)。「実際の害」は証拠が必要とされるが、予測要因であるリスクのカテゴリーのもとにはより多くのものが包摂可能である(Hannah-Moffat and O'Malley 2007)。しかし、ここでは、何でもリスクになりうるということだけが重要ではないだろう。留意すべきは、実際にリスクとして認定されたり、取り上げられたりするのには、実は特定のものだけだという事実である。

この点をリスク概念が席卷した医学における例をからみていこう。監視医学という言葉で、医学によるリスク概念の台頭を指摘したArmstrongによると、20世紀後半、健康と病気のそれまでの臨床的な区分が溶解され、医学による可視化ネットワークのなかに全員が投入された。そこではそれまで「正常だったひとたちの問題化」(Armstrong 1995: 395-8)がなされ、そのネットワークの結節点としてリスク概念が使用されてきた。人々は、頭痛が高血圧のリスク要因で、高血圧は脳梗塞のリスク要因だ、といったように無限のリスクのチェーンに組み込まれる。そして、医学的な疾病や症状や数値だけでなく、ライフスタイルといった身体外のスペースに属すると考えられてきたありとあらゆるものが何かのリスク要因として現れるようになった(Armstrong 1995)。Armstrongの議論は、次元やカテゴリーの全く違うものを

次々つなげていく連結力としてのリスクの威力を理解するうえで重要である。しかし実際は、医学においてもありとあらゆるものがリスクをして焦点化されているわけではない。

佐藤は、医学におけるリスク概念の浸透の背景として、感染症などのように、疾患は特定の原因によって発症するという単一原因論である特定病因論から、狭心症や心筋梗塞などの虚血性心疾患の台頭で疾患はさまざまなリスク因子の複合作用で発症するという確率論的病因論への移行を指摘する。虚血性心疾患になるひとの生活を調べて、その生活から関連する物質を見つけようとしてもみつからない。ところが、もっと遡って「悪さをするとと思われるような」物質や行為や生活スタイルをとりあげ、統計的な相関を突き止める疫学調査を行うと、何かが出てくる。実際のリスク計算は、先行する医学研究から、リスクになりそうな事象が医学的に推測され、措定され、それらに対するパイロット・スタディ（小規模予備試験）が行われ、そこからリスク計算の対象となる「要因」が選ばれることになっている。しかし、調査の対象は特定の事象のみである。虚血性疾患のリスク要因はそのすべてのものをリスク要因とするのではなく、大気汚染、被爆放射線量などの環境条件などは除外されているので、リスク要因として特定されることもない。虚血性心疾患の発症率と所得・階層との相関性も、先行する疫学研究で確認されていたにもかかわらず、これらがリスク要因として設定されることはない。それが政策の関心事ではないからである（佐藤 2013）。

ある事象は、そのままでリスクにならない。何かの事件、理論、測定器具などによって見えはじめ、関係性が論証されたものがリスクになる（Beck 1986=1998）。しかし、そもそもなぜその事象に眼差しをむけるのか。何の理論をもとにリスク項目の選定の調査をどのように行うのか。リ

スクを認定する一連の作業には、専門家や予防政策決定者の意図、政治的な取捨選択が介在しているはずであるが、客観的とされる「数字」や「統計的蓋然性」ゆえにその政治的意図や帰結がみえにくくなる。

3 ニーズからリスクへ

(1) 児童福祉現場におけるリスク

このように、リスクは「論争的な概念」（Walklate and Mythen 2010）として立ち現われている。では、社会福祉やソーシャルワークの現場において、リスクはどのような形で導入され、その状況に対して、どのように議論されているのであろうか。

社会福祉とソーシャルワークで、リスクやリスクアセスメントについて議論が集中してきたのは、司法福祉と児童福祉の分野においてである。以下では、両分野のオーバーラップが大きい児童虐待における議論をみていく。

児童虐待を扱う実践現場では、現場での構造化されていない個々の決定、つまりソーシャルワーカーなどによる当該ケースのケースバイケースの判断から、標準化されたリスクアセスメントの広範囲の使用へと大きく舵が切られてきた（Price-Robertson and Bromfield 2011）。リスクの項目としては、家族構成、経済状況、薬物使用、住宅状況、親の態度や価値などが含まれている。標準化されたリスクアセスメント使用が浸透した理由について、米国の現場でインタビューを行い、報告書なども包括的に調査したKamermaとKahnによると、それは次のような目的に適用と考えられていたからである。リスクの最も高いケースに介入できるように優先順位を確立する、アセスメントによってケース数を減らすことで児童保護サービスの対象を機関の対応可能な範囲内に狭める、スタッフの能力不足を補う、一貫性の

ある基準を発達させ州の間の不均衡を減らす、そして機関の管轄下において家庭で子どもがひどく虐待されたり死亡したりしたケースで、措置しなかった判断が客観的、科学的であったと反論でき、世論の批判から機関とワーカーを守ることができる、などの目的である (Kamerman and Kahn 1990)。なお英国でのリスクアセスメントの台頭は、1970年代における養育者による子どもの死亡事件の報道（とくに1973年のマリア・コウエルの死）に対する社会的義憤への公的対応によって後押しされた (Parton 1985)。

すなわち、欧米の児童保護の現場において、「児童虐待エラー」(Howitt 1993)と称される機関の判定ミスがメディアで次々ととりあげられ、児童保護サービス機関が過剰介入と過小介入の両方の責任が問われていくなかで、科学的にみえるリスクアセスメントが導入されたのである。重要なことは、個々の子どもたちや家族のニーズへの着目というより、限られた予算で、判定ミスの問題をも含めて対応していなければならない児童福祉機関の事情によるところが大きいという点である。

現場での「リスクへの転換」にともない、リスクを評定するうえで、もっとも有効な方法についての議論が交わされ、それは「リスクアセスメント・ウォーズ」と称されている。とはいえ、その議論の内実は「ウォーズ」という言葉からのイメージとは異なり、リスクアセスメントが必要であることを前提に、数理統計により抽出された「数理リスクアセスメント」が、児童保護の文献、さらには専門家の現場の知識や勘、文脈などにもとづいた「専門家の経験知によるリスクアセスメント」よりも有効か否かが争点になった。数理統計のリスクアセスメントはエヴィデンスにもとづくが、判定の合意にもとづくツールのほうが、より多くの変数を取り込めるので包括的であり、より柔軟に使えるのではないかと、といった議論であ

る (Price-Robertson and Bromfield 2011, White and Walsh 2006)。そもそも、リスクアセスメントをめぐっては、この「ウォーズ」以前にも、「数理」か「合意」かのどちらが有用かという問いのもとでの調査研究がなされてきた (例えば Baird and Wagner 2000)。つまり、児童保護におけるリスクアセスメントについての「ウォーズ」は、リスクアセスメントをどう合理的に「改良」し、効果的に使用するかとの議論であったのである (Baumann et al. 2005; Johnson 2006; White and Walsh 2006)。

とはいえ、リスクという考え方への批判的分析を踏襲し、児童保護のリスクアセスメントに対してより根本的な内在的ならびに外在的な批判が存在している。英語圏の児童虐待防止の現場で、リスクアセスメントは概念化・操作化の段階と実際の使用段階において、以下にみるような疑問が投げかけられてきた。

第一はアセスメントツールを作成する段階の問題である。リスク要因を突き止めるパイロット研究は、すでに虐待と判定されたグループをみているだけで、コントロールグループを置いているわけではない。そして何が児童虐待のリスク要因なのかは、調査によって違い、各調査においてもその証拠が希薄である (Parton et al. 1997)。これらのアセスメント表では、しばしばリスク要因と虐待的な行為との関係が、それがいくつかの関連性のひとつだと解釈するのが精いっぱいときでも強く示されている (Strega 2009)。さらに問題は、リスクアセスメントが特定のジェンダー化された家族像にもとづいて作成されていることである。そこでは、夫婦と子どもの核家族の形態、子育ては母親という仮説が忍び込んでいる。インテンシブな母親業を規範とするアングロサクソンのアメリカ文化の家族モデルは、特定の時代、社会、民族に限定されるものであるのに、そこから逸脱

している養育者をハイリスクとして扱っている (Strega 2009: 143)。母親としての行動や家事遂行度といった点で母親への期待が大きく、父親はもし考慮されてもマイナーなプレイヤーの位置づけである。母親が、男性保護者からの暴力から子どもを守ることも含めて、子どもの保護の責任者だという強力な前提にもとづいている (Stanley and Goddard 1993)。

第二はリスクの予測の問題性についてである。個々のケースにおいて、ひとつの情報を得るソースが1つか2つであることが多く、とくに家族に与える環境的、構造的な部分がほとんど聞き取られていない (Strega 2009: 143)。精神医学的な診断は、「事実」というより、観察者の「意見」にすぎないことが多いが (Strega 2009: 153)、リスクアセスメントではリスク項目によって児童虐待を予測できることになっている。さらには、これらのリスク要因は「集団」を対象にした調査における統計的な推計によるものである。しかし現実の児童保護の現場は、集団ではなく、さまざまな個別性を抱えた子どもがいる「個々の家族」を扱っている (Parton et al. 1997)。リスクアセスメントは、資源の優先性に関しての政策立案ぐらいには役立てることができるかもしれないが、誰が虐待され、虐待されないのかについての予測は正確さを欠く (Parton et al. 1997; Pollack 2010)。

第三は、リスクアセスメントがもつ権力性についてである。児童保護機関がリスクアセスメントの道具を使用することについては、「皇帝の新しい服」(Wald and Woolverton 1990)として、その権力性が議論されてきた。養育者の経験や意見はリスクアセスメントの枠内に強引にはめ込まれ、その肉声はかき消される。そしてその機関やソーシャルワーカーへの異論や反論は、管理や支配への抵抗としてではなく、それ自体が「より上位のレベルのリスク」として扱われる (Brown 2006;

Polack 2010)。そもそもリスクアセスメントが向けられる対象が家族という点ですでに恣意的な権力行使である。児童保護サービスが使用するリスクアセスメントに内包されている偏った価値観、そして社会政策の不備という社会側のリスクがチェックされるわけではない (Gambrill and Shlonsky 2001)。

第四は、責任の個人化についてである。リスクアセスメントは、個々人をリスクの高低によってカテゴリー化する。これはネオリベラリズムの統治戦略であり、問題を脱社会文脈化し、自己責任という価値観を底上げする (Pollack 2010)。つまり、児童保護においてスタンダードになったリスクアセスメントは、貧困や、安全性の欠如、良質の住居の不足といった社会的問題から目をそらさせるだけでなく、これらの要因をリスクとして個人に責任を負わせている (Gillingham and Bromfield 2008; Strega 2009: 143)。つまり、行動に影響を与える社会的ならびに環境的な影響を無視するか、リスクだとすることで、社会的な問題を隠匿し、養育者に問題の全責任を押し付け、構造的な不平等を維持する。

第五は、リスク要因がスティグマ化され、属性化される点である。リスクアセスメントで肝心なのは、児童虐待のハイリスク社会集団のメンバーとされるかどうかの、社会人口的文脈における個人のポジションの確定で、ハイリスクであるということは、あなたがどういう人であるかを決定づける。その結果、リスクが、自分の足や手のサイズのように、個人の固定された属性になってしまう (Furedi 2007: 6)。リスクのアセスメントは、低階層・マイノリティというすでに周辺化されているひとたちを、ハイリスクという反論しにくい科学的なスティグマを公式に貼り付けることで、さらに周辺に固定化する (Keddell 2015; Pollack 2010)。

リスクアセスメントの根拠は、客観的で経験的で、そして予測できるという前提である。しかし実際はそうではなく、子育てに関する特定のジェンダー規範を強化し、周辺化されたひとたちへのさらなる負の意味づけに寄与している、と指弾されているのである。

(2) 児童福祉から児童保護へ

上でみてきたように、児童福祉の現場で、児童虐待のリスクによる予測モデルが浸透したことで、「児童保護」という言葉は新しい意味づけを獲得している (Keddell 2015)。予測の段階での介入は、プライバシーの侵害につながりやすいため、利用者の同意を得るのが難しいはずである。だからといって、同意なしに介入することには、大きな倫理的問題がある。しかし、そうした強制的な介入が違和感なく当然のこのように受け入れられているのは、私たちがリスク社会の住人だからである。

「私は空腹」という事実が、Beckのいうように、リスク社会においては、「私は恐ろしい」というフレーズに置き換えられる (Walklate and Mythen 2010: 48)。リスクとは、突き詰めていけば、恐怖のレトリックである。ソーシャルワークでリスク・パラダイムが支配的になるにつれ、リスクのレトリックが「恐怖」をさらに蔓延させ、ソーシャルワーカーが説明責任の不安に怯えるようになってきた (Stanford 2010)。そして、その過程で、福祉が介入の照準をあてていた「空腹」といった基本的なニーズが脱焦点化され、恐怖に替えられてしまったのである。児童福祉でリスクの概念が浸透し、子どもやその家族のニーズにそって長期に援助するよりも、家族を調査し、子どもを危険な養育者から保護することが優先されるようになった。

このように児童虐待のリスクへの焦点化によっ

て従来の児童福祉が児童保護へと変質したことで、子どもの最善の利益と家族の利益や地域の利益が対立するものとして示されることになる。リスクのみに照準されるので、子どもや家族はその社会文化的コンテクストから切り離され、家族が保持しているかもしれない強さや資源、能力が軽視される (Strega 2009)。リスクアセスメントの項目は、欠陥や問題に関するもので、ネガティブな側面への焦点づけでしかない (Ayre 1998)。

そして、失敗ケースに注目させることで、人々は児童虐待について特定の様式で考えるようになる。家族の異変に気付かなければ子どもたちは親のもとで危険にさらされるので、家族に関する情報を包括的で客観的な様式で集め、異変を察知し、子どもを守るのが児童福祉の使命であるといった考え方が標準的になる。ソーシャルワーカーの関心は、家族を機能させるより、子どもを守ることにシフトし、彼らの「良い実践」は、「調査と監視」のボキャブラリーで語られるようになってしまったのである (Howe 1992: 496)。

4 日本の児童虐待問題

(1) リスクアセスメントの導入

上記では児童虐待防止政策としてリスクアセスメントが実施されている英語圏での議論をみてきたが、では日本はどのようになっているのだろうか。

日本においては、1990年代後半、米国などで実施されている児童虐待のリスクアセスメントが紹介され、さらに独自に児童虐待のリスク要因を突き止めようとする調査研究が、厚生労働省や関係財団から助成金の交付をうけて実施された。欧米など海外での児童虐待リスクアセスメントに掲載されている項目を参考に、児童福祉、地域保健や医学などの専門家が自分たちの領域の実践にもとづきリスク要因と考えられるものをあげ、それ

らを統計的手続きで裏づけていく作業が進められた(上野・野村 2003)。結果として今日では、リスクのチェックが児童虐待対策の中心になっており、妊娠確定時の産科受診、役所での母子手帳の交付、ゼロ歳児検診や三歳児検診が、子どもの健康診断の場というよりは、母親に対するリスクアセスメントの場となっている。さらには、乳児のいる家族への全戸家庭訪問である「こんにちは赤ちゃん事業」なども実施され、リスクアセスメントを用いた児童虐待の早期発見が目指されている。児童相談所の通告ケースの一時保護判定、乳幼児健診、「こんにちは赤ちゃん事業」でリスクアセスメントの使用を怠れば、それ自体が大きな問題となるだろう。英国では児童虐待問題の台頭により、子どものいる家族という人口集団への国家の監視がアセスメントのレベルと範囲、包括性において、他の人口集団よりはるかに徹底しているとされるが(Howe 1992: 501)、日本でもこのようにいくつかの段階で当該人口の全数チェックがなされている。

ところで、これらの児童虐待のリスクファクター調査では、どんな項目がリスクとして挙がっているのだろうか。用いられるアセスメント表によってさまざまであるものの、一般的に言って、子どもが受けた怪我の程度や、保護者が行った行為の内容といった、児童虐待と直接関連する項目への注目は思いのほか少ない。むしろ養育者や子どもが示す微細な兆候、日常生活の状態、さらには母親の内面に関連した項目が多くを占めている。たとえば、養育者の被虐待歴、愛されなかった思い、しつけ主張、母若年、未婚、不自然な転居歴、料理・掃除ができない、父母の年齢差、生活苦、反社会的行動、失業、転職、劣悪住居、機関介入拒否、地域で孤立、入院中・退院時でのトラブル、望まぬ妊娠、多子、障害児、片親、不登校、頻繁な受診、子ども非行、義父母、夫婦不和、親のア

ルコール依存、親の犯罪・服役などである。多子と生活苦など、普通に考えれば相互に何の関連性もないような項目が、虐待のリスクという視点の下で、同一カテゴリーに入っている。「虐待リスク」という概念を介して、実に多くの項目がツリーのように繋がっている。これらの項目に、それぞれ直接関与する機関は、役所、保健所、病院、保育園、学校、警察など多岐にわたる。それゆえに、「虐待リスク」概念は、これら諸関係機関の密接な協力体制をも要請するものでもある。その結果、様々な公的機関による多重的でシステマティックな親子の把握が促されてきたのである。

筆者は、以前、①児童相談所、②保健所、③一般人口を対象にした、それぞれの領域で最も代表的なリスクアセスメント表の作成を目的とする研究を取り上げ、詳しく検討した。これら三つの領域でのリスク項目を統計的に裏づけたとする調査の内容は、信頼性・妥当性・倫理基準など社会調査の通常の手続きに照らせば大きな欠陥が認められた(上野・野村 2003)。そのひとが属するのはまったく異なる集団、しかも文化的背景が異なる他人からなる集団のデータに、本人のデータを外挿し、その結果によってリスクを判定するのが、リスクアセスメントという手法なのである(佐藤 2013; 上野・野村 2003)。しかも、そのリスクの付与は、「科学」による差別や不平等(Harding 2006=2009)に容易につながる。専門家や研究者や現場スタッフや機関が暗黙の裡に持っている「あるべき親子関係」についての価値観が、リスクという科学的な衣をまとって現場の実践内容に入りこみ、そのような実践がまた、客観的で合理的な良い実践だという規範をかたちづくっていたのである(Harding 2006=2009)。たとえば多子が、「豊かな母性」といったポジティブなものとしてではなく、児童虐待との関係でリスクとして提示されるのは、社会・時代・文化の価値観のフィ

ルター、何よりそれをリスクとして提示するひとたちの考え方によってであることは、海外の先行研究でみたとおりである。リスクの被構成性とリスクアセスメントへの批判的な議論は、海外だけでなく日本の現状についても該当する（上野・野村 2003）。

日本の児童虐待防止では、何がリスクだと専門家に考えられているのかを積極的に広報して、人々に警告することはされていない。リスク要因は、「警告」ではなく「判定」に使われるからである。検診等の場でリスクアセスメントが使用されていることは、日本では養育者には知らされていない。また、各児童相談所が使用しているリスク項目も公開されていない。これは、犯罪や疾病のリスク予防が、関係する人口の「恐れ」や「注意」の喚起を目的としているのとは異なっている。しかし、厚労省の虐待リスクアセスメント等がどのような項目からなるかはインターネットで公表されている。それを直接閲覧しないまでも、近隣や専門機関から虐待の疑いの眼差しが自分たちに向けられていることは、小さな子どもがいる母親の間では知られていることである。

(2) 児童虐待事例再訪

リスクアセスメント表の作成や使用に関する研究は日本でも多くなされてきたが、公的機関によって児童虐待と判定された親がそのことをどのように受け止めているのかについて、公表されている研究は、筆者が知る限り、辻だけである。辻(2015)は、リスクアセスメントにより虐待あるいは虐待の疑いがあると判定され、公的機関が介入した6人の母親（A～F氏）に、公的機関とのやり取りや地域における人間関係の変化を中心に聞き取っている。この調査では、すべての母親が、地域の保健センターの保健師、保育園の保育士、民生委員、児童相談所の児童福祉司などから、子

育てが大変であるとみられていた。母親6人の子どもには、実際に虐待に起因するような怪我の跡があるわけではなかった。しかし、3歳児検診の未受診、子どもの身体症状（急性ストレス性胃腸炎、喘息）や発達障害、警察の補導、夜間に子どもだけにしていることなどが問題とされた。児童福祉司は、母親に虐待あるいは虐待の疑いがあることは伝えていたが、虐待の種別については説明していなかった。調査対象者の全員が、児童福祉司や保育士、民生委員からの相談やカウンセリングの案内を断り、とくにそのうちのひとりには児童相談所の一時保護の提案を跳ねつけたことで、さらに虐待を強く疑われ、継続的な「見張り」（C氏）の対象となったと認識していた。地域社会との関係では、母親たちは、虐待を疑われ、児童福祉司、保育士、民生委員、児童委員などとの関わりが増えたことで、周囲の人から問題がある家庭と見なされ、近隣との関係が疎遠になった。6人のうち3人は自営業であり、専門家の家庭訪問の回数が増え、客が離れた。C氏は、収入が減少したため、実家の父親に金銭援助を依頼した。パート就労の母親（F氏）も専門家との面接のために仕事を休むことで収入が減り、さらなる経済的問題をかかえることになった。

ここで紹介した内容は、辻が保護者たちにインタビューをして、状況を切り取り、それを対象者に戻し、掲載許可を取ったものである。それゆえ、これら6人の母親たちに「実際に起こったこと」、あるいは少なくとも彼女たち自身が「自分の身に降りかかったことをどのように認識しているか」ということとは、若干のずれがあるかもしれない。しかし、少なくとも、事例から示されているのは、「虐待のリスク」という考えをもってこなければ、公的機関が、これら6家族に介入するのは難しかっただろうということである。それに加えて、離婚する、母子家庭になる、経済的に不安定にな

る、夜間働く、といった日常生活上のライフイベントが、リスクアセスメントの現場では、児童虐待と強く関連づけられている点である。実際、これら6事例は、すべて経済的な不安定さを抱える家族であり（うち1世帯は生活保護世帯）、それに伴う「階層化されたリスク」要因（Chan and Rigakos 2002）を抱えている。とくに母子家庭のリスクとしての規定力については、「うちは母子家庭だから前から疑われているだろうな」（A氏）、「保健師が問診票を見て、お母さん、母子家庭なんやねって言われた」（B氏）、「発達障害がある子どもさんを一人で育てるのは大変でしょ。関わり方を話し合いませんかと言われた」（C氏）などと、すべての母親が言及していた。

母親たちは、地域の専門家たちや近隣住民から、養育期の子どもがいるのに離婚したこと、母子家庭の生活様式や子育ての様式が問題視されることに違和感を示していた。「若い保健師が来て、チェック表みたいなものを見ながら離婚した時期や養育費のこととか、ストレスを」（A氏）聞き取りにきたとき、母親の側は、自分たちの子育ての実践や経験を評価してもらえなかったどころか、問題化されたと述べていた。

母子家庭は可視性が高くリスクアセスメントで捕捉されやすいが、その母子家庭という属性が逆に彼女たち自身の声を消してしまう。ステレオタイプで判断され、彼女たちの肉声はまともに取り合ってもらえない。しっかりと周囲から見られているようで見られていないのである（Pollack 2010: 1270）。このことは、辻の取り上げる事例でも見られる。F氏は児童相談所の人に来て「夜のパートはやめて、昼間の仕事にしませんか」と言われたという。そこで、「昼間のパートだけでは収入が少ないから、夜の収入がいいパートをするんです。生活のためです」と答えた。しかし、児童相談所の人から「わかりますが、夜の仕事を

ら昼間の正規雇用にかわる努力をしましょう。お母さんが夜いないと子どもさんの生活が心配です」と返された。このやりとりで、F氏は「母子家庭の生活のことを知らないんだ」と受け止めたのである。児童福祉や困窮家庭の支援に携わる人たちが本来なら耳を傾けるべきは、「うちの家のことは知らなくせに」（B氏）という表現に典型的にみられる、「〈わたしたち〉の大変な母子家庭の生活を〈あの一とたち〉は知らない」という再クレームであろう（Frank 1995: 2002）。

前述したように「母子家庭」などが児童虐待のリスクとされてきたことについては、海外では専門家や研究者の間で異論が投げかけられてきた。しかし、F氏やB氏の証言からうかがえることは、これらの項目が論争的なのは、専門家や研究者の間だけではなく、第一に専門家とクライアント（「虐待者」のラベルを張られた人たち）との間だということである。再度強調すべきは、特定の親子関係がハイリスクなのではなく、そのひとたちが関わっている保健センター、児童相談所、保育園、小学校、近隣といった社会関係のなかで、その親子がリスクとみなされるのである。Brown（2006）は、ソーシャルワーカーによるリスク評価でハイリスクとされてしまった母親が、その長期的な影響を心配する状況を記述している。日本では、当事者が、どのような項目でどのように評価された結果「ハイリスク群」に分類されたのかを明確に知らされることはない。それどころか、リスクアセスメントが実施されていることすら明確に知らされていない。しかし、多くの母親たちは、妊娠して産院に行くや否や自分たちが「児童虐待防止システム」の管理下に置かれることを薄々感じていることだろう。ましてや、それに引っかけたこの6人の母親たちは、「母子家庭」「夜のパート」「発達障害」などの事情を理由として、公的機関や近隣に「見張られ」てきた、と感

じている。

しかし、現場では、こうした母親たちの思いが受け止められることはない。「腹を立てるだけ無駄。怒ったら、ますます虐待の母みたいに思われる」（B氏）のである。リスクがあるとされると、関係機関の「見守りサービス」の対象という受け身で依存的な役割が付与される。新しい属性である「虐待者」を獲得すると、母親が地域の関連機関との関係を上手く築いていかなければならない。その役割を引き受けることで、ますます依存的で脆弱性の高い状態に置かれるようになる（Furedi 2007）。

そうした監視体制からの脱出を図る行為もまた、さらなる「リスク要因」と評価され、監視体制はさらに強化される。引越し（F氏）や保育園の転園（B氏）は、当事者にしてみれば、住宅問題の解決、DVの配偶者からの逃避、地域コミュニティからの排除への消極的抵抗である。あるいは、一方的な解釈を押し付けてくる専門家からの脱出である。しかし、こうした行動は、けっしてそのようには解釈されず、虐待のさらなるリスクとしてのみ解釈されるのである。「わかったから、もう来ないで」（E氏）といったように、相談のサービスや心理士のカウンセリングを断ることも同様である。さらに、養育者の「しつけの主張」もまた児童虐待リスクとみなされうる。「私には私の躰の仕方があると言うと、民生委員に『不利になるよ』と言われた」（C氏）といったように、これらの場合に専門家の対応のまずさが焦点化されることはまずなく、ひたすら虐待者が追及される。児童虐待防止システムに捕捉された養育者は、自分たちのローカルな知識や伝統や宗教に沿うのではなく、最終的にはカウンセリングであれエンパワメントであれ、専門家がリスクがないとみなすジェンダー化された養育方法と態度に同調させられていく。そうでないと、「協力的でない」「敵対

的」だとみなされリスクが下がらないのである（Strega 2009: 142-143）。

他方、児童相談所や関係機関といった専門家の側も、こうした虐待防止システムに取り込まれてしまっている。もちろん、リスクアセスメントの使用は、問題が生じたときに現場の組織を守るための道具である（Gillingham 2006）。しかし、虐待防止システムのなかでは、現場のスタッフもまた監視され、子どものリスクアセスメントをより一層正当化していかなければならない（Haney 2004）。養育者だけでなく、現場の専門家もまた、受け身的な存在にされ（Howe 1992: 498）、強い規制の対象となったのである。そして母親たちは、そのこともまた見抜いている。「児童相談所も一生懸命、仕事してるだけ」（A氏）、「保育士は、虐待があるか、ないかって目で見てるんだと思う。虐待を発見するためのマニュアルみたいなのがあつて、それに従っているだけと思う」（B氏）。諸関係機関の連携として構築され、世論の後押しさえ受けた児童虐待防止システムの中では、監視する側もまた監視されており、「虐待者」からの異議申し立てや抵抗に対しては、防衛的に対応するほかないのである。

5 おわりに

リスクの存在を仮定するひとたちは、それを数値化することで、物質のようにモノ化し、抽出し排除できるとみなしている。しかし、これは自己矛盾的な思い込みである。そもそもリスクの考え方は、諸要因が相互に関連して、複合的にリスクになるという多重原因論だからである。複合的に絡まりあったリスクの中のひとつを、他の諸要因から切り離すことはできないし、ひとつのリスク要因を排除することで、状態のさらなる悪化を招来することがある。新しいシステムの状態になると、別の危険因子が出現しうるのである（佐藤

2013).

上記の事例（辻 2015）でも、このことは鮮烈な形で見て取れる。つまり、ハイリスクとみなされた母親たちのもとに、専門家や児童委員の訪問が増えることで、彼女たちは「精神的に追い詰められ」（E氏）、母親と近隣住民との関係が変化してしまった。それまでも地域において色眼鏡でみられていた母子家庭が、より一層周辺化されることになった。さらに、児童相談所での面談などで母親の労働時間が減少したことにより、収入が減り、一層ストレスフルな状況が招来されたのである。これでは、まだ具体的な虐待行為に至っていなかった、単なる「ハイリスク」の母親が追い詰められ、本当に虐待行為に走りかねないのではないか。

医学では、ハイリスクの患者への基本的な治療は「投薬」だけであるが、児童福祉現場が扱う子どもの養育には再生産のための継続的な労働力が必要である。膨大な労働力を投下して、虐待が予防できるところか、単なる「ハイリスク群」を実際の虐待に追い込んでしまったとしたら、全く本末転倒である。

結局のところ、リスクアセスメントの何が問題だろうか。ここで見てきた事例から明らかなのは、まず、「リスク要因」とされている項目が、「母子家庭」「夜のパート」「発達障害」など、アセスメントされる本人にはいかんともしがたいものが多いという点である。とくに「母子家庭」や「夜のパート」などは、その家庭の社会的、経済的状況と強い関連がある。児童虐待リスクアセスメントが使用されてきた海外でも、社会的ならびに経済的に周辺化されてきた家族が主な介入対象になっていることは頻繁に言及されてきた（Pelton 2015）。日本の児童相談所に通告された虐待事例の調査においても、経済階層と虐待の強い関連性は明らかになっている（東京都福祉保健局 2005;

辻 2016; 山形県 2007）。にもかかわらず、それら社会的経済的状況がひとたび「リスク要因」とみなされると、母親個人の問題にすり替えられてしまうのである。つまり、児童虐待の現場におけるリスク概念の使用は、政府が利用者や現場にリスクの責任を帰属させ、自分たちへのリスクを回避する仕掛けになっていることは明白である（Kemshall 2001; Pollack and Rossiter 2010）。

近年は、日本でも保育所の不足が問題になり、非正規雇用の増大や不安定な雇用が社会問題として取り上げられている。貧困問題は、一昔前までは「自己責任論」のターゲットとされてきたが、非正規雇用が一般化した最近では、一般の人たちの間でも、個人の問題ではなく政策側の問題であると認識されるようになってきた。（もちろん、保育所や雇用の問題は現実には改善されておらず、再生産労働力のコストは、経済的に不安定になっている家族に転嫁されたままであるが）。しかし、そうした問題系と、児童虐待の問題系とは接続されず、児童虐待の問題は相変わらず自己責任論の範疇にとどめられている。リスクアセスメントが横行する現場では、「家族は失業や貧困や保育の不足という出来事が顕在化する場であって、それらの原因ではない」というまっとうな見方は、後景に退いてしまう。だが、ここで見てきた事例から明らかのように、経済的な困難をかかえる母親を、経済支援をせずに、セラピーに誘導することは再考すべきだというほかない（Pollack 2010: 1268）。

では、なぜこのような悲惨な「ニーズとサービスのミスマッチ」が起こるのか。それは、本稿の前半で記してきたように、リスクという概念が、個人の責任の強調と社会福祉の歳出縮減というネオリベラリズムのイデオロギー装置だからである（Parton 1998; Pollack 2010）。

Pollackは、ネオリベラル・ウエルフェアとい

う言葉を用いて、リスクという考えが、刑務所や児童保護、メンタルヘルスなど多くの分野において、周辺化されたひとたちを規制するツールだと位置づけている。市場、個人主義、そして規制緩和によるグローバルな経済活動が最重視され、国家の社会保障が民営化により経済活動に転化（たとえば刑務所産業）してきたなかで、政府はリスクという考えで福祉体制を変質させつつかろうじて維持させ、生活困窮者などへの規制を強めてきている。リスク言説で、周辺化された人々に自己規制を奨励し、厳密で懲罰的な規制に身をゆだねさせ、国家のパワーに服従させる（Pollack 2010: 1273）。そして、リスクによる統治の戦略は、自分の人生の困難に立ち向かおうとしない非生産的なひとたち、あるいはリスクという観点から物事を考えられない人たちにまっさきに向けられてきたのである（Giddens 1991=2005; Hyslop 2016）。

こうした文脈の中で、従来の「児童福祉」は「児童保護」へと変質した。そして、ハイリスクとされた、つまりネオリベラル的価値観に一致しない母親たちを、その価値観に従うように強いる装置になったのである。繰り返すと、その価値観とは、きわめてジェンダー化された価値観でもある。つまり、リスクアセスメントとは、従来の「あるべき母親像」を、そこから逸脱するとみなされた母親たちに強要する装置でもあるのだ。児童保護では、リスクに向き合う自己改革——期待された市民になる——は、関係機関での強制的なエンパワメント・プログラムといったものを通じて母親により強く要請されている（Reich 2005）。

他方、児童虐待問題に携わる現場の専門家の多くもまた、女性である。彼女たちもまた、政府から「あるべき振る舞い」に当てはまるように規制され、女性であるクライアントを管理する構造になってしまっているのである（Pollack and Ros-

siter 2010）。児童福祉から児童保護へのシフトは、政策を立案する政府が担うべき責任を、養育者だけでなく現場にも転嫁してきた過程である。つまるところ、子どもを養育する家族だけでなく、現場スタッフと児童保護機関もまた、ネオリベラル・ウエルフェアの犠牲者なのである。

[文献]

- Armstrong, David, 1995, "The Rise of Surveillance Medicine" *Sociology of Health & Illness* 17(3): 393-404.
- Ayre, Patrick, 1998, "Significant Harm: Making Professional Judgements" *Child Abuse Review* 7(5): 330-342.
- Baird, christopher and Dennis Wagner, 2000, "The Relative validity of Actuarial-and Copnsensus-Based Risk Assessment Systems" *Children and Youth Service Review* 22(11/12): 839-871.
- Baumann, Donald J., J. Randolph Law, Janess Sheets, Grant Reid, J. Christopher Graham, 2005, "Evaluating the Effectiveness of Actuarial Risk Assessment Model" *Children and Youth Services Review* 27(5): 465-490.
- Beck, Ulrich, 1986, *Risikogesellschaft: Auf dem Weg in eine andere Moderne*, Suhrkamp. (=1998, 東廉・伊藤美登里訳『危険社会——新しい近代への道』法政大学出版局.)
- Brown, Debra, 2006, "Working the System: Re-Thinking the Institutionally Organized Role of Mothers and the Reduction of "Risk" in Child Protection Work" *Social Problems* 53(3): 352-370.
- Castel, Robert, 1991, "From Dangerousness to Risk", Graham.
- Burchell, Colin Gordon and Peter Miller (eds.), *The Foucault Effect: Studies in Governmentality*, Harvester/Wheatsheaf: 281-298.
- Chan, Wendy and George S. Rigakos, 2002, "Risk, Crime and Gender" *British Journal of Criminology* 42 (4): 743-761.
- Ferguson, Iain. and Lavalette, Michael., 2006, "Globalization and Global Resistance: Towards a Social Work of Resistance" *International Social Work* 49(3): 309-318.
- Frank, Arthur, 1995, *The Wounded Storyteller: Body, Ill-*

- ness, and Ethics, The University of Chicago Press.
(=2002, 鈴木智之訳『傷ついた物語の語り手——
身体・病い・倫理』ゆみる出版.)
- Furedi, Frank, 2007, "The Only Thing We Have to Fear
is the 'Culture of Fear' Itself" Spiked. Wednesday 4
April. (アクセス日: 2016年5月31日, [http://
www.spiked-online.com/newsite/article/3053#.
V2Xx3I9OLcw](http://www.spiked-online.com/newsite/article/3053#.V2Xx3I9OLcw)).
- Gambrill, Eileen, and Aron Shlonsky 2001, "The Need
for Comprehensive Risk Management Systems in
Child Welfare" *Children and Youth Services Review*
23(1): 79-107.
- Garland, David, 2003, "The Rise of Risk", Richard Ericson
and Aaron Doyle (eds.), *Risk and Morality*, Universi-
ty of Toronto Press: 48-86.
- Giddens, Anthony, 1991, *Modernity and Self-Identity. self
and Society in the Late Modern Age*, Polity Press.
(=2005, 秋吉美都・安藤太郎・筒井淳也訳『モダ
ニティと自己アイデンティティ——後期近代にお
ける自己と社会』ハーベスト社.)
- Gillingham, Philip, 2006, "Risk Assessment in Child Pro-
tection: Problem Rather Than Solution?" *Australian
Social Work* 59(1): 86-98.
- Gillingham, Philip and Bromfield, Leah Broomfield,
2008, "Child Protection, Risk Assessment and
Blame Ideology" *Children Australia* 33(1): 18-24.
- Haney, Lynne, 2004, "Introduction: Gender, Welfare, and
Sates of Punishment" *Social Politics* 11(3): 333-362.
- Hannah-Moffat, Kelly, 1999, "Moral Agent or Actuarial
Subject: Risk and Canadian Women's Imprisonment"
Theoretical Criminology 3 (1): 71-94.
- Hannah-Moffat, Kelly, and Pat O'Malley, 2007, "Gen-
dered Risks: an Introduction", Hannah-Moffat,
Kelly, and P O'Malley(eds.), *Gendered Risks*. Rout-
ledge-cavendish (Kindle version).
- Harding, Sandra, 2006, *Science and Social Inequality:
Feminist and Postcolonial Issues*, University of
Illinois Press). (=2009, 森永康子訳『科学と社会
的不平等——フェミニズム, ポストコロニアリズ
ムからの科学批判』北大路書房.)
- Howe, David, 1992, Child Abuse and the Bureaucratiza-
tion of Social Work, *The Sociological Review* 40(3):
491-508.
- Howitt, Dennis, 1993, *Child Abuse Errors: When Good
Intentions Go Wrong*, Rutgers University Press.
- Hyslop, Ian Kelvin, 2016, "Where to Social Work in a
Brave New Neoliberal Aotearoa?" *Aotearoa New
Zealand Social Work* 28(1): 5-12.
- Johnson, Will, 2006, "The Risk Assessment Wars: A
Commentary: Response to 'Evaluating the Effective-
ness of Actuarial Risk Assessment Models,' by Don-
ald Baumann, J. Randolph Law, Janess Sheets,
Grant Reid, and J. Christopher Graham, *Children
and Youth Services Review* 27 pp. 465-490" *Children
and Youth Services Review* 28(6): 704-714.
- Kammerman, Sheila and Alfred Kahn, 1990, "Social Ser-
vices for Children, Youth and Families in the United
States" *Children and Youth Services Review*, Special
Issue, 12: 1-184.
- Keddell, Emily, 2015, "The Ethics of Predictive Risk
Modelling in the Aotearoa/New Zealand Child Wel-
fare Context: Child Abuse Prevention or Neo-Liber-
al Tool?" *Critical Social Policy* 35: 69-88.
- Kemshall, Hazel, 2010, "Risk Rationalities in Contempo-
rary Social Work Policy and Practice" *British Jour-
nal of Social Work* 40(4): 1247-1262.
- Kemshall, Hazel, 2001, *Risk, Social Policy and Welfare*,
Open University Press.
- Lupton, Deborah, 1999, *Risk*, Routledge.
- O'Malley, Pat, 1992, "Risk, Power and Crime Preven-
tion", *Economy and Society* 21(3): 252-75.
- O'Malley, Pat, 1998, "Introduction", O'Malley, Pat(ed.),
Crime and the Risk Society, Dartmouth/Ashgate:
xi-xxv.
- Parton, Nigel, 1985, *The Politics of Child Abuse*, Macmil-
lan.
- Parton, Nigel, 1998, "Risk, Advanced Liberalism and
Child Welfare: The Need to Rediscover Uncertainly
and Ambiguity" *British Journal of Social Work* 28
(1): 5-28.
- Parton, Nigel, 1996, *Social Theory, Social Change and
Social Work: The State of Welfare*, Routledge.
- Parton, Nigel, David Thorpe, Corrine Wattam (eds.),
1997, *Child Protection: Risk and the Moral Order*,
Macmillan Press.
- Pelton, Leroy, 2015, "The Continuing Role of Material
Factors in Child Maltreatment and Placement"
Child Abuse and Neglect 41: 30-30.
- Pollack, Shoshana, 2010, "Labelling Clients "Risky":
Social Work and the Neo-Liberal Welfare State" *Brit-*

- ish Journal of Social Work* 40(4): 1263-1278.
- Pollack, Shoshana and Amy Rossiter, 2010, "Neoliberalism and the Entrepreneurial Subject: Implications for Feminism and Social Work" *Canadian Social Work Review* 27(2): 155-169.
- Price-Robertson, Rhys and Leah Bromfield, 2011, *Risk Assessment in Child Protection*, NCPCC Resource Sheet No. 24. March. (アクセス日: 2016年5月31日, <https://aifs.gov.au/cfca/sites/default/files/publication-documents/rs24.pdf>)
- Reich, Jennifer A. 2005, *Fixing Families: Parents, Power, and the Child Welfare System*, Routledge.
- 佐藤純一, 2013, 「近代医学・近代医療とは何か」高草木光一・佐藤純一・山口研一郎・最首悟『思想としての「医学概論」——いま「いのち」とどう向き合うか』岩波書店, 73-150.
- Stanford, Sonya, 2010, "'Speaking Back' to Fear: Responding to the Moral Dilemmas of Risk in Social Work Practice" *British Journal of Social Work* 40(4): 1065-1080.
- Stanley, Janet and Christopher Goddard, 1993, "The Effect of Child Abuse and Other Family Violence on the Child Protection Worker and Case Management" *Australian Social Work* 46(3): 3-10.
- Strega, Susan, 2009, "Anti-oppressive Approaches to Assessment: Risk Assessment and file recording" Jeannine Carriere and Susan Strega (eds.), *Walking This Path Together: Anti-Racist and Anti-Oppressive Child Welfare Practice*, Fernwood Books: 142-157.
- 東京都福祉保健局, 2005, 児童虐待の実態II——輝かせよう子どもの未来, 育てよう地域のネットワーク. (2016年5月31日取得, <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/jicen/gyakutai/index.files/hakusho2.pdf>).
- 辻京子, 2015, 「児童虐待リスクとしての母子家庭——社会的排除とジェンダーの視点」『地域科学研究』45(1): 61-71.
- 辻京子, 2016, 「児童虐待と経済階層の関連——A児童相談所の虐待相談受理データからの考察」『臨床心理学研究』53(2): 66-79.
- 上野加代子・野村知二, 2003, 『〈児童虐待〉の構築——心の問題から社会の問題へ』世界思想社.
- Wald, Michael, and Maria Woolverton 1990, "Risk Assessment: The Emperor's New Clothes?" *Child Welfare* 69 (6): 483-511.
- Walklate, Sandra and Gabriel Mythen, 2010, "Agency, Reflexivity and Risk: Cosmopolitan, Neurotic or Prudential Citizen?" *British Journal of Sociology* 61 (1): 45-62.
- Webb, Stephen A., 2006, *Social Work in a Risk Society: Social and Political Perspectives*, Palgrave Macmillan (Kindle version).
- White, Angela and Peter Walsh, 2006, *Risk Assessment in Child Welfare*, An Issues Paper, Centre for Parenting & Research, Research, Funding & Business Analysis Division NSW Department of Community Services. (アクセス日: 2016年5月31日, http://www.facs.nsw.gov.au/_data/assets/pdf_file/0005/321647/research_riskassessment.pdf).
- 山形県, 2007, 平成17年度児童虐待防止対策検討会調査研究事業報告. (アクセス日: 2016年5月31日, <http://www.pref.amagata.jp/ou/kosodatesuishin/010002/jidoyogo/H17kentoukai.pdf>).

E-mail: icf31837@nifty.com

From Child Welfare to Child Protection: Child Abuse in Neo-Liberal Risk Societies

Kayoko Ueno
(Tokushima University)

An indispensable vehicle of neo-liberalism, risk has been heavily debated in relation to social welfare practices and policies, especially in connection with penal systems. This article considers how the expert knowledge on which neo-liberal government depends provides guidelines by which populations are assessed against norms. Review of scholarly opinion about governance and power of risk leads to discussion of how risk assessment affects the policy shift from child welfare to child protection that is occurring in many western countries and in Japan. Of particular interest are poor and single mothers who are regulated by a risk assessment tool predicated on intensive maternal child care, a tool that causes high risk populations to conform to an inherent gendered norm. Evidence is presented to suggest that, instead of being factual, child abuse risk calculation merely excludes other possible interpretations. Child protection professionals are encouraged to reconsider risk policy that makes individuals and families responsible for assigned risk factors such as poverty, unemployment, single parenting and substandard housing.

Key words: Risk, Child Abuse, Neoliberalism